

川越市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

川越市長 森田初恵

川越市規則第47号

川越市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

川越市予防接種事故災害補償規則（昭和52年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「48,000,000円」を「49,500,000円」に改め、同項第2号中「48,000,000円」を「49,500,000円」に、「31,960,000円」を「32,960,000円」に、「24,399,000円」を「25,163,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号及び第2号の規定は、令和8年4月1日以後に発見された事故に係る補償について適用し、同日前に発見された事故に係る補償については、なお従前の例による。